



法学セミナー 刑事訴訟法

トピックス	TOP	MPD
S・A	18~24	18~23
論文	7・8	5

令状による検索・差押え

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の検査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、検索又は検証をすることができる（刑訴法218条1項前段）。

……第110条から第112条まで、第114条、第115条及び第118条から第124条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第218条……によってする押収又は検索について……これを準用する（刑訴法222条1項）。

検索・差押えの定義等

① 検索

検索とは、証拠物又は没収すべき物あるいは被疑者等を発見するために、被疑者又は被疑者以外の第三者の身体、物又は住居その他の場所について強制力を用いて捜す強制処分をいう。



検索の種類

検索には、物の検索と人の検索がある。

物の検索は、人の身体、物件又は住居その他の場所を探査し、証拠物又は没収すべき物と思料する物の発見を目的として行う検査手段である。

人の検索は、住居その他の場所につき、主として、被疑者の発見を目的として行われる検査手段である。

② 差押え

差押えとは、証拠物又は没収すべき物の占有を、所有者、所持者又は保管者から強制的に取得する強制処分をいう。

③ 検索・差押えの原則

強制処分である検索及び差押えは、令状主義の下、裁判官の発する令状に基づいて行うのが原則である。

そして、令状主義について定める憲法35条1項は、令状は「検査する場所及び押収する物を明示する」ものであることを規定している。また、同条2項は、「検査又は押収は……各別の令状により、これを行ふ」と規定している。

検査・差押えが「令状による」ということは、事前に裁判官の審査を受けるということである。裁判官が許可した範囲を超えては検査・差押えができないので、検査範囲や別事件の証拠物等の取扱いが問題になる。

令状の請求

① 検索差押え令状請求の要件

- ① 犯罪検査のため必要があること（刑訴法218条1項、犯搜規139条1項）。
- ② 被疑者（被告人）が罪を犯したと思料される状況があること（刑訴規則156条1項）。

② 令状の請求権者・請求先

① 令状の請求権者

検査差押え令状を請求する権限のある者は、検察官、検察事務官、司法警察員である（刑訴法218条4項）。

犯搜規では、指定司法警察員が請求するものとし、やむを得ないときは、他の司法警察員が請求しても差し支えないとしている（犯搜規137条1項）。

② 令状の請求先

令状の請求先は、請求者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官である（刑訴規則299条1項）。やむを得ない事情があるときは、最寄りの下級裁判所の裁判官に請求できる（刑訴規則299条1項但書）。

③ 令状請求書の記載事項

令状請求書に記載すべき事項は、以下のとおりである（刑訴規則155条1項）。

①	差し押さるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者又は検査し若しくは検証すべき場所、身体若しくは物
②	請求者の官公職氏名
③	被疑者又は被告人の氏名（被疑者又は被告人が法人であるときは、その名称）
④	罪名及び犯罪事実の要旨
⑤	7日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
⑥	刑訴法218条2項の場合には、差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
⑦	日出前又は日没後に差押え、記録命令付差押え、検査又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由



マンガでTRY 法学論文 行政法

TOPの論文❸、TOP・MPDの論文❹とリンク！



犯罪の予防と制止

A巡査部長は、「交通上のトラブルから、男性2人が喧嘩中」との通報で現場に臨場したところ、甲と乙が口論をしていた。A巡査部長の仲介で一旦は収まりかけたが、突然甲が自分の車両内から金属バットを持ち出し、乙に殴り掛かろうとしたので、A巡査部長は甲の手を押さえ、路上に投げ伏せて制圧した。



この場合におけるA巡査部長の行為の適法性について述べなさい。



解答・解説は次ページで ➔